平成２１年（フ）第２０６号
北九州市八幡西区別当町29番４号
債務者　馬場　孝博
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０５号
島根県安来市伯太町末明188番地
債務者　岡本　勝空
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０７号
島根県仁多郡奥出雲町小馬木754番地
債務者　安部　隆志
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１３号
島根県松江市玉湯町玉造344番地１　玉作アパート３号
債務者　桑垣　吉雄
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５６４号
横浜市南区永田みなみ台２番４―705号
債務者　平松　英昭
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５８７号
横浜市緑区東本郷１丁目２番39号　スクエアビル202号
債務者　油井　郁奈
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６３０号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート４棟211号
債務者　中澤二三雄
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６５４号
横浜市都筑区勝田南２丁目15番25号　サンシティー笹部Ａ―１
債務者　高木香代子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３０号
愛知県豊田市伊保町向山15番地１　リバーハイツ向山310号
債務者　水野　清和
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月10日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１２１４号
神奈川県相模原市田名7265―１　サンライフモーレアⅢ―205
債務者　前田　浩次
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２５５号
神奈川県横浜市西区平沼１丁目19―12―304
債務者　坪田　芳子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２８２号
東京都台東区根岸５丁目６―４―102
債務者　小倉　義明
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２８５号
神奈川県川崎市高津区千年813―１―602
債務者　北岡　　健
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２８６号
神奈川県川崎市高津区千年813―１―602
債務者　北岡　典子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２９２号
埼玉県ふじみ野市亀久保３丁目８―22―105
債務者　中澤　純子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３４４号
東京都東久留米市東本町３―15―701
債務者　梶山　久美（旧姓関）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部